

農業者戸別所得補償制度に係る産地資金の交付金について

農業者戸別所得補償制度の中で戦略作物以外の「その他作物」について、昨年の産地資金が継続され地域の実情に即した交付金の使途が示されました。

本村においては、国、県と協議のうえ、「その他作物」を「地域振興作物」と位置づけ、水田の有効活用（不作付地解消含む）と担い手支援を目的に以下のとおり設定しましたのでお知らせします。

担い手(認定農業者)への助成
交付単価 10a 当り 10,000円

- 対象作物
地域振興作物のうち野菜、花き、花木、果樹、豆類、雑穀類、種苗類、永年性作物、タバコ
- 内容
地域振興作物への助成に上乗せ助成
- 要件
助成対象者：地域振興作物への助成の要件を満たした認定農業者

地域振興作物への助成
交付単価 10a 当り 18,000円以内

通常の肥培管理を行い、J A、市場、直売所、消費者への出荷、販売をしていること。

- 対象作物
野菜、花き、花木、果樹、豆類、雑穀類、種苗類、景観形成作物、地力増進作物、永年性作物、タバコ
- 内容
対象作物を販売目的で作付すること。景観形成作物及び地力増進作物は、転作作物として作付すること。
- 要件
助成対象者：水田活用の所得補償を申請している農業者
必要書類：出荷伝票、販売伝票等出荷したことがわかる書類
作業日誌の記帳（全共通）
【景観形成作物：開花日を記帳。作業写真（開花時まで）を添付】
【地力増進作物：鋤き込み日を記帳。作業写真（鋤き込みまで）を添付】

（お問い合わせ）
南阿蘇村地域農業再生協議会
TEL(63)3122

注）・果樹、永年性作物は、新植した年度から4年間とする。
・自然災害、鳥獣被害等が発生した場合は、作業日誌に発生日を記帳し、被害写真を添付すること。

南阿蘇村鳥獣被害防止対策協議会からのお知らせ

◆狩猟免許試験初心者講習会受講料を補助します

目的：狩猟免許（国家試験）試験を受けられる初心者のために、(社)熊本県猟友会が実施する予備講習の受講料を補助することで、初心者の免許取得が容易になり、有害鳥獣の捕獲業務従事者を確保し鳥獣による農作物への被害減少を目指します。

手続き：受講された方は領収書、通帳、印鑑を役場農政課までお持ちください。

※狩猟免許受験の手数料は対象外ですので、自己負担となります。

※免許取得後、すぐに有害鳥獣の捕獲を行うことは出来ませんが、自衛捕獲の要件を満たす場合は、「わな」による捕獲は可能です（銃器は不可）。

◆電気柵等の設置にかかる資材購入経費を補助します

対象区域 村内で、有害獣による被害が現に発生し、又は、今後その発生が見込まれる農地であって、早急に事業を実施する必要があると協議会長が認める地域。

対象者 村民のうち対象区域において農林産物を生産している農林業従事者であって、原則として2戸以上

補助金額 補助対象経費のうち、本体1台目は2/3以内、2台目以降は1/2以内、電柵線・支柱などは1/3以内とする。

※設置にかかる費用は対象となりません。

※事前に申請が必要です。

【お問い合わせ】南阿蘇村鳥獣被害防止対策協議会事務局（役場白水庁舎 農政課内） TEL(62)9113